

令和 8 年度 税務課納税通知書発送用封筒広告掲載募集要領

1. 広告掲載を募集する封筒

大淀町納税通知書発送用封筒広告掲載実施要領第 2 条に定める税務課が募集する封筒は、次のとおりとする。

納税通知書発送用封筒 計 14,000 枚(内訳は以下のとおり)

- ・町県民税納税通知書発送用封筒 5,000 枚
- ・固定資産税納税通知書発送用封筒 9,000 枚

2. 募集枠及び広告の規格

税務課が今回募集する広告枠及び広告の規格は、別表 1 のとおりとする。

3. 封筒等の印刷枚数等

税務課が今回印刷する封筒の印刷枚数等は、別表 1 のとおりとする。

4. 申込み

広告を掲載しようとする者（以下「申込者」という。）は、大淀町有料広告掲載の取扱いに関する規程（以下取扱規程」という。）第 7 条に規定する大淀町有料広告掲載申込書（様式第 1 号）に掲載をしようする版下（完全な原稿をいう。）を添えて、町が指定する日時までに町長に提出しなければならない。

5. 募集期間

令和 7 年 11 月 28 日（金）まで

6. 掲載の基準

取扱規程第 3 条各号に定めるもののほか、以下に該当する広告は今回税務課が募集する封筒に掲載しないものとする。

- (1) 証券、商品先物取引業
- (2) 土地建物等の不動産に係る収益事業
- (3) 原動機付自転車、二輪の小型自動車、軽自動車に係る収益事業
- (4) 税理士業

7. 封筒の使用期間

(1) 封筒を使用する期間は、当初に印刷した封筒の在庫が無くなるまでこれを使用するものとする。ただし、当初に印刷した封筒を全て使用することを約するものではない。

(2) 当初に印刷した封筒が年度途中で無くなった場合、広告を掲載していない封筒を納税通知書用封筒として使用することがある。

8. 住民への周知

住民の誤解を招かないために、広告枠の欄外に次の文言を印刷するものとする。

- (1) この封筒は印刷経費の一部を広告収入で賄っています。
- (2) 広告に関するご質問は、広告主に直接お問い合わせください。